

名古屋学芸大学短期大学部学則

第1章 総 則

(目的及び使命)

第1条 本学は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の定めるところに従い、高等学校教育の基礎の上に、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を養い、多様化する現代社会の要請に適応し得る教養ある社会人として、心身ともに健全な女性を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第1条の2 本学は、教育水準の向上を図り、本学の目的及び使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

3 点検及び評価の結果について、本学の職員以外の第三者による検証を行うものとする。
なお、第三者による検証の詳細は別に定める。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科)

第2条 本学に、現代総合学科を置く。

(専攻課程)

第3条 削除

(学生定員)

第4条 本学の学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
現 代 総 合 学 科	200人	400人

(学科の人材養成に係る目的)

第4条の2 学科の人材養成に係る目的を、次のとおりとする。

健康科学系

現代社会で求められている、人に優しい社会づくりに寄与することのできる人材の育成を目標とし、実践的な教育を中心に、健康の保持・増進・快復を支援する機関で活躍するために必要な能力、専門的知識および資格を備えた人材の育成を目指す。

英語コミュニケーション系

人と人との相互理解を深めるために、英語教育を通して優れた言語能力と豊かな自己表現力を身につけることを目標と、国際社会のニーズに対応した実践的な英語コミュニケーション能力を養い、異文化との交流や理解を通じ、国際感覚豊かな人材の育成を目指す。

ITビジネス系

ITスキル（オフィス系・Web系アプリケーションの活用能力）とビジネススキル（教養・マナーに裏打ちされたコミュニケーション能力・問題解決能力など）をベースに、幅広いビジネス分野でオールラウンドに活躍できる「即戦力となるビジネスワーカー」の能力を有する人材の育成を目指す。

生活科学系

多様化する現代社会において、しっかりと地に足をつけた考えを身につけながら生きる力となる知識と技術を修得することを目標に、望ましい食生活のあり方、個性的で創造性豊かなファッションセンス、そして全ての「ものづくり」に欠かせないデザインの力とセンスを養い、最新の技術をも身につけた実践的な能力を有する人材の育成を目指す。

(修業年限及び在学年限)

第5条 本学の修業年限は、2年とする。

2 学生は、4年を超えて在学することはできない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第5条の2 本学において、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期にわたる教育課程の履修を希望する者の取扱いについては、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月15日まで。

後期 9月16日から翌年3月31日まで。

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

夏季休業日 8月5日から9月15日まで。

冬季休業日 12月24日から翌年1月6日まで。

春季休業日 3月21日から3月31日まで。

2 前項の規定にかかわらず学長は、臨時に休業日を設け又は休業日を変更することができる。

(授業期間)

第9条 授業期間は、年間35週を下らないものとする。

第4章 教 育 課 程

(開設授業科目及び単位数)

第10条 本学において「基礎・人間教育科目」、「専門科目」並びに「エクステンション科目」を置き、「専門科目」には「ITビジネス系」、「英語コミュニケーション系」、「生活科学系」並びに「健康科学系」ごとに授業科目を置く。

2 開設する授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

(教職に関する授業科目)

第11条 前条に定めるもののほか、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める教育職員免許状を取得する者のため、教職に関する授業科目を置く。

2 開設する授業科目及び単位数は、別表第2のとおりとする。

第5章 履修の方法、学習の評価、課程修了認定及び卒業

(履修の方法)

第12条 本学において開設する授業科目は、これを必修科目及び選択科目とし、履修の方法につ

いては、本学則に定めるところによる。

(履修科目の登録)

第13条 学生は、毎学期の当初に当該学期に履修する授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、単位を取得することはできない。

(単位認定)

第14条 各授業科目の履修を修了した者には、認定のうえ単位を与える。

2 単位認定の方法は、試験、論文審査及び作品審査、その他の方法によるものとし、その方法については、各授業科目の担当者がこれを定める。

(試験等の時期)

第15条 削除

(試験等の受験資格)

第16条 削除

(追試験)

第17条 削除

(再試験)

第18条 削除

(学習の評価)

第19条 試験等学習の評価は、100点法をもって表し、60点以上を合格とする。

(単位の計算方法)

第20条 各授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を授業及び授業外を合わせて45時間の学修を必要とするものとし、授業の方法に応じ次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、特に必要があると認めた講義については、30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、特に必要があると認めた演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習又は実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、特に必要があると認めた実験、実習又は実技については、30時間又は40時間の授業をもって1単位とする。

2 卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して適切と認められる単位を定める。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第20条の2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により履修して修得した単位については、30単位以内で本学において修得した単位とみなすことができる。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第20条の3 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修等を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により履修して修得した単位については、第20条の2第2項により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第20条の4 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、入学後の本学における授業科目の修得とみなし単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第20条の2及び第20条の3により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第39条の2第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

(卒業の要件)

第21条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、次の各号に定める単位を含め、62単位以上を修得しなければならない

- (1) 「基礎・人間教育科目」から12単位以上
- (2) 「専門科目」の中から1つの系を選択しその系から26単位以上
- (3) その他「基礎・人間教育科目」、「専門科目」、「エクステンション科目」のいずれかの科目をあわせて24単位以上

(資格の取得)

第22条 教育職員免許状を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める科目及び単位を修得しなければならない。

2 本学において取得できる資格及び免許の種類は、次のとおりとする。

学 科	取 得 可 能 な 資 格 及 び 免 許
現代総合学科（健康科学系）	養護教諭二種免許状

なお、履修については、別に定める。

(栄養士の資格取得)

第23条 削 除

(卒業の認定)

第24条 本学に2年以上在学し、第21条に定める所定の単位を修得した者に対し、学長は、教授会の議を経て卒業の認定を行う。

(学位)

第24条の2 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

第6章 入学、退学、転学、休学、復学、留学及び除籍

(入学の時期)

第25条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

(入学資格)

第26条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、本学において実施する入学者選抜選考試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準

を満たすものに限る。) で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に
修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(高等学校
卒業程度認定試験規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程による大学入
学資格検定に合格した者を含む)

(8) 学校教育法第56条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学
における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があ
ると認めた者で、18歳に達したもの

(入学検定料)

第27条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料30,000円を添えて提出
しなければならない。

なお、複数日受験する者又は大学入試センター試験を利用した試験にて受験する者に対して入
学検定料を減額することができる。

2 提出の時期、方法及び同時に提出すべき書類等については、別に定める。

(再入学)

第28条 願いにより本学を退学した者が、退学後2年以内に再入学を希望するときは、選考のう
え入学を許可することがある。

2 再入学を許可された者が退学前に取得した単位の全部又は一部を、既に取得したものとして認
めることがある。この認定は、教授会の議を経て学長が行う。

3 再入学の場合の入学検定料は、10,000円とし、その他の必要な手続きについては、別に
定める。

(転入学)

第29条 本学に転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ入学を許
可することがある。

2 転入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、別に定める。

3 転入学の場合の入学検定料は、30,000円とし、その他の必要な手続きについては、別に
定める。

(入学に関する手続等)

第30条 本学の入学者選抜選考に合格した者は、本学の指定する期間内に、入学金その他の学納
金及び本学の指定する書類を提出し、入学許可証の交付を受けなければならない。

2 前項の手続きを怠った者には、合格を取り消すことがある。

(保証人)

第31条 本学の入学者選抜選考に合格した者は、保証人を定め本学の指定する期間内に届け出な
なければならない。

(保証人の責任)

第32条 保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任をもつものとする。

(保証人の資格)

第33条 保証人は、父母又は成年の親族であって、独立の生計を営む者とする。

2 次の各号の一に該当する者は、保証人になることはできない。

(1) 破産の宣告を受け、未だ復権していない者

(2) 禁治産又は準禁治産の宣告を受けた者

(3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで、又は刑の執行を受けることがなくなる
までの者

(保証人の変更又は転居)

第34条 保証人を変更したとき、又は保証人が転居をしたときは、直ちに届け出なければならない。

(退学)

第35条 退学しようとする者は、その事由を詳記し、保証人連署のうえ、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(転学)

第36条 他の大学等への転学を希望する者は、保証人連署のうえ、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(休学)

第37条 疾病、その他やむをえない事情により、2か月以上就学することのできない者は、保証人連署のうえ、学長に休学を願い出て、その許可を得なければならない。

2 前項の休学のうち、疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学の期間)

第38条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由があると認められた者にあつては、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は、在学年数に通算しない。

(復学)

第39条 休学期間満了のとき又は休学期間であっても、その事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(留学)

第39条の2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が外国の短期大学又は大学の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により履修して修得した単位については、第20条の2及び第20条の3により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

3 留学の期間は、原則として1年以内とし、在学期間に算入することができる。

4 前3項に定めるもののほか、留学について必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第40条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第5条第2項に規定する在学年限を超えた者
- (2) 授業料滞納者で、督促後3か月にわたり納入しない者
- (3) 死亡又は行方不明の者
- (4) 第38条第1項に規定する休学期間を超えた者

第7章 授業料、入学金及びその他の費用

(入学金)

第41条 本学の入学者選抜選考に合格し、本学に入学を希望する者は、入学金として250,000円を納付しなければならない。

2 入学金の納入時期及び納入方法等必要な事項は、別に定める。

(授業料)

第42条 授業料は、年間690,000円とし、次の2期に分けて期日までに納入しなければならない。ただし、第1年次入学の際にあつては、入学手続と同時に納入するものとする。

前期 345,000円

後期 345,000円

2 本学において特別の事情があると認めた者については、前項の規定にかかわらず、分納又は延納を認めることがある。

(退学等の場合の授業料)

第43条 退学若しくは転学した者、除籍された者(第40条第2号該当者を除く。)、退学を命

ぜられた者及び停学中の者であっても、当該期の授業料全額を納付しなければならない。

(休学の場合の授業料)

第44条 休学期間の授業料は、これを徴収しない。既納の授業料の取扱いについては、別に定める。

(その他の費用)

第45条 入学金及び授業料のほか、演習・実験実習費、その他教育に必要な費用を徴収することがある。

2 前項に規定する納入金の種類、金額及び納入に必要な手続等については、別に定める。

(授業料等納入金の不還付)

第46条 納付した入学検定料、入学金及び学費は、原則として返還しない。ただし、入学前に納付した学費のうち授業料及び施設費については、本学が定めた期日までに入学辞退を申し出たときは、この限りでない。

第8章 専攻科

(専攻科の目的)

第47条 削除

(学生定員)

第48条 削除

(修業年限)

第49条 削除

(開設授業科目及び単位数)

第50条 削除

(修了の要件)

第51条 削除

(課程修了の認定及び修了証書)

第52条 削除

(入学資格)

第53条 削除

(入学検定料)

第54条 削除

(他の規定の準用)

第55条 削除

第9章 教職員組織

(教職員)

第56条 本学に、教育職員、教務職員、事務職員、技術職員及び用務員等の教職員を置く。

2 教育職員とは、学長、教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。

(教職員の職務)

第57条 教職員の職務は、学校教育法の定めるところによる。

(役職員)

第57条の2 本学に短期大学部長のほか、その他必要な役職員を置く。

第10章 教授会

(教授会)

第58条 本学に、重要な事項を審議するため、教授会を置く。

(教授会の構成)

第59条 教授会は、教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めるときは、教授会に准教授その他の教職員を加えることができる。

(教授会の招集等)

第60条 短期大学部長は、教授会を招集しその議長となる。ただし、短期大学部長に事故のあるときは、あらかじめ短期大学部長が指定した教授が議長となる。

(教授会の開催)

第61条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(審議事項)

第62条 教授会においては、次の事項を審議する。

- (1) 教育課程及び授業に関する事項
- (2) 学則及び学生の教育と補導についての学内諸規程に関する事項
- (3) 学生の入学、退学、転学、休学、復学、留学、除籍及び卒業に関する事項
- (4) 学生の厚生補導に関する事項
- (5) 学生の賞罰に関する事項
- (6) 教育職員の候補者の選考及び昇格に関する事項
- (7) 教員の研究等に関する事項
- (8) その他教育研究上必要と思われる重要事項

(運用細則への委任)

第63条 前条に定める事項のほか教授会の運営に関し必要とする事項については、別に定める。

第11章 科目等履修生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第64条 本学において開設する授業科目のうち、1科目又は数科目について履修を希望する者があるときは、当該科目の授業に支障のない限りにおいて、選考のうえ科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生には、本学則第14条及び第19条の規定を準用して、単位を与えることができる。

3 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生等)

第65条 外国人等で本学に入学を希望する者は、選考のうえ、入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第12章 賞 罰

(表彰)

第66条 学生として表彰に価する行為があったときは、学長は、教授会の議を経て表彰する。

(罰則)

第67条 本学の学則に違反し、又は本学の学生としてあるまじき行為があったときは、学長は、教授会の議を経て懲戒する。

2 前項の懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業成績不良で成業の見込みがない者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第13章 公 開 講 座

(公開講座の開設)

第68条 本学において、必要があると認めるときは、公開講座を開設することがある。

第14章 図 書 館

(図書館)

第69条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関して必要な事項は、別に定める。

第15章 学生寮及びその他の厚生補導施設

(学生寮)

第70条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関して必要な事項は、別に定める。

(その他の厚生補導施設)

第71条 本学に厚生補導のための施設として、健康管理センターを置く。

附 則

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成22年3月31日以前に入学した学生については、改正後の学則の規定にかかわらず、第4条の2及び第10条別表の規定は適用しない。

3 前項の適用しない部分は、改正前の規定を適用する。

4 第4条に定める学生定員は、平成23年3月31日までは、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
現 代 総 合 学 科	200人	440人

別表第 1
基礎・人間教育科目

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必修	選択	
人間理解A（生き方を考える）		2	
人間理解B（「こころ」を学ぶ）		2	
人間理解C（文学にみる人間像）		2	
人間理解D（世界の中の日本文化）		2	
現代社会理解A（社会と法）		2	
現代社会理解B（くらしの経済学）		2	
現代社会理解C（情報社会と倫理）		2	
現代社会理解D（エコロジーを考える）		2	
地域を学ぶ		2	
スポーツと健康A		1	
スポーツと健康B		2	
基礎ゼミナールⅠ	1		
基礎ゼミナールⅡ	1		
オーラルコミュニケーションA		1	
オーラルコミュニケーションB		1	
情報リテラシーA		1	
情報リテラシーB		1	
キャリア講座A（職業と人間）	2		
キャリア講座B（インターンシップ）		2	
地域ボランティア体験		2	
海外異文化体験（海外研修プログラム）		2	
海外ボランティア体験（海外研修プログラム）		2	
合 計	4	33	

生活科学系

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
食生活(食文化を含む)		2	
食品と栄養		2	
フードコーディネート論		2	
テーブルコーディネート		2	
調理学		2	
調理学実験		2	
調理学実習A(日本料理)		2	
調理学実習B(西洋料理)		2	
調理学実習C(中国料理・薬膳)		2	
調理学実習D(製菓・製パン)		2	
食品加工		1	
食環境の研究		2	
衣生活		2	
被服学		2	
生活工芸		2	
住生活		2	
住宅設計		1	
福祉住環境コーディネイト		1	
インテリアコーディネイト		1	
家庭看護		2	
生活とマナー		2	
生活経営		2	
消費生活		2	
保育学		2	
家族関係		2	
生活と健康		2	
介護と福祉		2	
ユニバーサルデザイン		2	
身体と心のコミュニケーションA		2	
身体と心のコミュニケーションB		1	
カラーコーディネイト		2	
イラストレーション		2	
アパレルデザインⅠ		2	
アパレルデザインⅡ		2	
テキスタイルケア		2	

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
ファッション商品論		2	
スタイリスト実習		1	
デザインマネージメント		2	
ITファッションクリエイトⅠ		2	
ITファッションクリエイトⅡ		2	
服飾文化史		2	
アパレル造形論		2	
アパレル造形Ⅰ		2	
アパレル造形Ⅱ		2	
アパレル造形Ⅲ		4	
アパレル造形Ⅳ		4	
ディテールメイキング		2	
ドレーピング		2	
パターンメイキングⅠ		2	
パターンメイキングⅡ		2	
デザイン論		2	
色彩学		2	
デッサン		2	
グラフィックデザインⅠ		2	
グラフィックデザインⅡ		2	
デジタル映像表現		2	
グラフィックデザインⅢ		2	
グラフィックデザインⅣ		2	
ビジュアルコミュニケーションデザインⅠ		2	
ビジュアルコミュニケーションデザインⅡ		2	
サインデザイン		2	
クラフト(含アクセサリー)		2	
漫画・キャラクタデザイン		2	
空間プロデュース		2	
ショップデザイン		2	
クリエイティブプログラムデザイン		2	
インテリアパース		1	
インテリア実習		2	
計		133	

別表第2
教職科目

区分	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
養護に関する科目	衛生学		2	必修
	公衆衛生学(含予防医学)		2	必修
	学校保健		2	必修
	学校保健実習 I		2	必修
	学校保健実習 II		2	
	養護概説 I		2	必修
	養護概説 II		2	
	健康相談活動 I		2	必修
	健康相談活動 II		2	
	栄養学(含食品学)		2	必修
	解剖学		2	必修
	生理学		2	必修
	微生物学及免疫学		2	必修
	薬理概論		2	必修
	精神保健		2	必修
	看護学 I		2	必修
	看護学 II		2	必修
	看護学実習		2	必修
	臨床実習指導		2	必修
臨床実習		3	必修	
救急処置		2	必修	
教職に関する科目	教師論		2	必修
	教育基礎論		2	必修 教育課程の意義及び編成の方法を含む。
	発達と学習		2	必修
	教育課程論		2	必修
	生徒指導		2	必修
	教育相談		2	必修
	養護実習指導		1	必修
	養護実習		3	必修
	教職実践演習(養護教諭)		2	必修
その他の科目	日本の憲法		2	必修
	スポーツと健康A		1	必修
	スポーツと健康B		2	必修
	オーラルコミュニケーションA		1	必修
	オーラルコミュニケーションB		1	必修
	教職パソコン基礎		2	必修